

南あわじ市第3次総合計画及び南あわじ市地方版総合戦略（仮称）
策定支援業務特記仕様書

（業務目的）

本業務は、現在の第2次南あわじ市総合計画の計画期間が令和8年度をもって終了することから、令和9年度開始の第3次南あわじ市総合計画及び南あわじ市地方版総合戦略（仮称）を一体的に策定するにあたり、その支援を行い、効果的に策定作業を進めることを目的に実施する。

（履行期間）

本業務の履行期間は、契約日から令和9年3月31日までとする。

（業務スケジュール概要）

年度 区分	R7			R8			
	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
基礎調査							
市民アンケート							
第3次基本構想							
第3次総合計画							
第3期総合戦略							

（業務内容）

【令和7年度】

（1）現状分析及び検証作業

- ア 市と人口規模や人口推移、地域性等が類似している自治体との比較
- イ 市の特徴・特性、強み・弱み
- ウ 国、県及び他自治体等における近年の動向
- エ 現計画、総合戦略及びその他計画等の課題や問題点
- オ 人口推計から想定される市への影響（自然増減・社会増減、外国人の移動等を見込む）
- カ 上記のほか、今後のまちづくりに資する効果的な調査・分析

（2）より多くの多様な市民からの意見の把握・分析

意見を把握する手法については、委託者及び受託者双方で協議の上、アンケート調査、聞き取り調査、意見交換会、ワークショップ、デジタルプラットフォームの活用などを決定

（3）会議等の運営支援

開催方法、回数は、受託者の提案を踏まえて協議する

- ア 新計画策定に係る市民等が参画する会議及び庁内検討会議等の企画運営
 - ①総合計画策定審議会（未設置）：年間３回程度実施を見込む
 - ②庁内組織１（未設置）：年間３回程度実施を見込む
 - ③庁内組織２（未設置）：年間３回程度実施を見込む
- イ 市民が情報共有や意見交換ができる仕組みの提案及び企画運営
 - ①市民参加型の意見交換会、ワークショップ等：年間１回以上を見込む
 - ②その他仕組みの提案及び企画運営
- ウ 市民と職員が情報共有や意見交換ができる仕組みの提案及び企画運営
 - ①産業別分野別対話の場（既設の枠組み有）：各分野１回以上を見込む
 - ②その他仕組みの提案及び企画運営

（４）基本構想及び新計画策定支援

- ア （１）及び（２）の成果並びに（３）での意見を踏まえ、基本構想及び新計画の骨子案を作成する
- イ 各種個別計画との関係性を整理し、整合性を図る
- ウ 国や県の関連計画との整合性を図るとともに、効果的で実行性の高い計画とする。

【令和８年度】

（１）基本構想・新計画・総合戦略策定支援

令和７年度からの継続。前年度の骨子案を基に令和８年度は総合戦略の策定に着手する

（２）会議等の運営支援

- ①総合計画策定審議会（未設置）：年間６回程度実施予定
- ②庁内組織１（未設置）：年間６回程度実施予定
- ③庁内組織２（未設置）：年間６回程度実施予定

（３）パブリック・コメントの実施・集計

基本構想・新計画・総合戦略の素案に対するパブリック・コメントの実施によって収集した意見の整理

（４）進行管理の仕組みづくりの検討・提案

新計画に係る進行管理の仕組みづくりの検討・提案

（５）冊子（本編及び概要版）の印刷用データ作成

（守秘義務）

受注者は、本業務の遂行上知り得た内容について第三者に漏洩してはならない。

（個人情報等の保護）

受注者は、本業務で知り得る個人情報や発注者から貸与を受ける資料及び本業務により作成したデータ等が、第三者に漏洩することのないよう適切な措置を講じなければならない。また契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(成果品)

本業務における成果品は、下記の表のとおりとする。

成果品	部数
① 基本計画（構想）入稿データ	電子データを電子媒体にて提出 （Word、Excel等の編集可能なデータ、PDF 形式等）
②人口ビジョン入稿データ	
③総合計画（本編）入稿データ	
④総合計画（概要版）入稿データ	
⑤総合戦略（本編）入稿データ	
⑥各種報告資料等 ・基礎調査に関わるもの ・市民調査に関わるもの ・前計画総括に関わるもの ・会議及び打ち合わせに関わるもの ・パブリックコメントに関わるもの	

(成果品の瑕疵)

業務完了後、受注者の過失、疎漏による不良個所が発見された場合は、発注者の指示により、受注者の負担において速やかに修正並びに補足するものとする。

(成果品の帰属)

本業務による成果品の著作権・所有権は、受注者及び第三者が保有する著作権・所有権を除き、全て発注者に帰属するものとする。

(検査)

受注者は、本仕様書に基づき業務が完了した後、発注者の検査員の検査を受けなければならない。この検査において成果品に不備が発見された場合は、受注者は速やかに自己の負担で指定期日までに、この成果品を修正し納入しなければならない。

総合計画策定イメージ

検討体制（案）

※検討体制については、現時点でのイメージであり本資料の内容に縛られるものではありません

市民参加

☆市民参加の手法例

- ・パブリックコメント
- ・市民説明会
- ・市民参加型ワークショップ
- ・市民アンケート
- ・企業団体ヒアリング
- ・
- ・

市議会

提案

議決

市長

答申

諮問

総合計画策定審議会

検討組織（行政側）

庁内決定機関（部長・副長会）

報告

進行管理

検討部会（課長級）

調整

指示・報告

- ・個別計画との調整
- ・前計画の進捗評価

ワーキンググループ
各担当課

事務局
（ふるさと創生課）

提案・意見

調整

総合計画策定イメージ

スケジュール（案）

※スケジュール・内容については、現時点でのイメージであり本資料の内容に縛られるものではありません

令和7年度
（10月～3月）

市民

- ★審議会への参加

審議会

【第1回】

- 基礎データ、人口推計調査等に対する審議
- 市民参加手法に関する審議

行政

- 基礎データ収集
- 人口推計調査
- 第2次計画の検証
- 市民参加手法の検討
- 基本構想案の検討

第1回審議会（10月下旬～11月）

- ★既存の枠組みを活用しての分野別ヒアリング
- ★市民アンケート
- ★ワークショップの開催

【第2回】

- 市民参加の結果に関する審議
- 基本構想案に関する審議

- 市民アンケート結果まとめ
- 基本構想案の提示

第2回審議会（1月）

- ★基本構想の周知
- ★計画策定に向け既存の枠組みを活用しての分野別ヒアリング

【第3回】

- 基本構想案に関する審議、決定

- 第2回審議会の結果を踏まえ最終基本構想（案）を策定

第3回審議会（3月）

総合計画策定イメージ

スケジュール（案）

※スケジュール・内容については、現時点でのイメージであり本資料の内容に縛られるものではありません

令和8年度
（4月～9月）

市民

- ★基本構想の周知
- ★計画策定に向け既存の枠組みを活用しての分野別ヒアリング

審議会

【第4回】

- 総合計画（案）及び総合戦略（案）に関する中間報告に関する審議

行政

- 基本構想をもとに総合計画（案）及び総合戦略（案）の策定に着手

第4回審議会（5月下旬）

- ★総合計画（案）及び総合戦略（案）の骨子をもとに市民説明会等の対話の場を設ける

【第5回】

- 計画策定の第2回中間報告に関する審議

- 総合計画（案）及び総合戦略（案）の策定
- 市民との対話結果まとめ

第5回審議会（7月）

【第6回】

- 計画策定の第3回中間報告に関する審議

- 第5回審議会の結果を踏まえ計画（案）を策定

第6回審議会（9月）

総合計画策定イメージ

スケジュール（案）

※スケジュール・内容については、現時点でのイメージであり本資料の内容に縛られるものではありません

令和8年度
（10月～3月）

市民

★パブリックコメント実施前に
説明会を開催

審議会

【第7回】

●計画・戦略（案）に関する審議

行政

■パブリックコメント実施前
段階の計画・戦略（案）策定

第7回審議会（10月下旬）

★パブリックコメントの実施

【第8回】

●修正計画・戦略（案）に関する
審議
●市長への答申

■パブリックコメントを受けて
計画・戦略（案）の修正
■パブリックコメント結果まとめ

第8回審議会（12月～1月）

★パブリックコメントの結果公表

【第9回】

●行政より計画策定の結果報告
の確認

■計画（案）について議会へ提案
■審議会へ結果報告

第9回審議会（3月）